

島根県農産物種子等事業実施要綱

第1 目的

本要綱は、種子等の安定的な確保等に関し、島根県農産物の種子及び種苗の安定的な確保に関する条例（令和2年12月22日公布、島根県条例第52号。以下、「条例」という。）に定めるものほか必要な事項を定める。

第2 県内で生産する種子等の品種の決定

種子等条例第5条の規定により知事が別に定める品種については、農産物種子等生產品種決定会議を設け、県内品種の構成に関する方針及び需給状況等により、県内で計画的に種子等の生産を行う品種を決定する。

第3 県内外からの円滑な種子等の確保

種子等条例第4条第2項及び第9条に基づき、県は関係機関と連携し、県内外の調達先の情報収集、県内外の種子等生産者団体等の生産状況の把握を行い、必要に応じて農業者へ情報提供を行う。

第4 セーフティネット

種子等条例第4条第3項に基づき、県は関係機関と連携し、気象災害等により農業者が種子等を調達することが困難となる場合に備えて、全国段階の組織が行う種子等供給の仕組みの活用、県内産地の種子等の生産状況や代替品種に関する情報収集・提供等、セーフティネットのしくみを整備する。

第5 その他

この要綱に定めのない事項は、農林水産部長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 島根県主要農作物種子事業実施要綱（平成30年4月1日施行）は、この要綱をもって廃止する。